



平 29 総務第 331 号  
平成 30 年 3 月 13 日

井 原 勝 介 様

岩国市長 福 田 良 彦  
(総務部総務課)



弁明書の送付及び反論書等の提出について

あなたが平成 30 年 2 月 15 日付けで提起した公文書非開示決定処分に係る審査請求（審請情第 49 号）について、行政不服審査法（以下「法」といいます。）第 9 条第 3 項の規定により読み替えた法第 29 条第 5 項の規定に基づき、別添のとおり弁明書の副本を送付します。

この弁明書に対しては、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えた法第 30 条第 1 項の規定に基づき、反論書を提出することができます。（反論書の提出期限：平成 30 年 4 月 10 日）

なお、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えた法第 31 条の規定に基づく口頭意見陳述を希望される場合は、反論書の提出期限までに審査庁である総務課にその旨を御連絡ください。

反論書送付先 岩国市総務部総務課  
電話 0827-29-5031